

ID: 0429

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	入館料の徴収																				
例 規 名 根 拠 条 項	長門市くじら資料館条例 第6条																				
例 規 番 号	平成17年条例第167号																				
【根拠条文】 (入館料) 第 6 条 資料館に入館しようとする者は、別表に掲げる基準額に相当する額の入館料を納入しなければならない。 別表(第 6 条、第 13 条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>入館料 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人 (1 人 1 回につき)</td> <td>一般</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>高校生以下の者</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">団体 (1 人 1 回につき)</td> <td>一般</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>高校生以下の者</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共通券 (1 人 1 回につき)</td> <td>一般</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>高校生以下の者</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table> 備考 1 未就学児は、無料とする。 2 長門市民は、無料とする。 3 団体とは、20 人以上のものをいう。 4 共通券（個人がくじら資料館入館料、金子みすゞ記念館入館料、村田清風記念館観覧料及び香月泰男美術館常設展示観覧料を同時に支払う場合をいう。）は、当該共通券で 1 回限り全施設に入場し、観覧することができる。				区分		入館料 (円)	個人 (1 人 1 回につき)	一般	200	高校生以下の者	100	団体 (1 人 1 回につき)	一般	160	高校生以下の者	80	共通券 (1 人 1 回につき)	一般	700	高校生以下の者	300
区分		入館料 (円)																			
個人 (1 人 1 回につき)	一般	200																			
	高校生以下の者	100																			
団体 (1 人 1 回につき)	一般	160																			
	高校生以下の者	80																			
共通券 (1 人 1 回につき)	一般	700																			
	高校生以下の者	300																			
【基準】 根拠条文に同じ。 指定管理者制度による利用料金制を導入しているため、適用なし。																					
備考																					
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	令和 2 年 12 月 28 日																		